

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例（令和3年香川県広域水道企業団条例第2号）

- 1 水道事業の経営の健全化を図り、安全で安心して使用することができる水道水を安定的に供給することを目的として、旧東かがわ市水道事業の給水区域における料金について、用途の別及び金額の見直し、基本水量の廃止等を行うため、並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により、社会全体のデジタル化を推進し、地方公共団体の歳入等についてスマートフォンアプリ等を利用した決済方法を柔軟に活用することができる環境整備を図ることを目的として、指定代理納付者制度に代えて指定納付受託者制度が導入されたことに伴い、指定納付受託者による料金の納付の方法を可能とするため、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和4年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は公布の日から、一部の規定は同年1月4日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例及び香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例（令和3年香川県広域水道企業団条例第3号）

- 1 水道事業の給水対象に観音寺市風瀬町の区域を追加し、並びに当該区域における料金及び加入金を定めるため、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団情報公開条例及び香川県広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例（令和3年香川県広域水道企業団条例第4号）

- 1 デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）により総務省設置法（平成11年法律第91号）の一部が改正されたこと等に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例（令和3年香川県広域水道企業団条例第5号）

- 1 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部が改正され、並びに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）が廃止されることに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は、規則で定める日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年香川県広域水道企業団条例第6号）

- 1 職員の適正な身分保障のため、地方公務員法上、条例で特別に定めることとされている失職の例外の対象を、公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に見直すため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。